

教育 I C T 基盤 (仮想基盤) 賃貸借
公募型プロポーザル募集要項

令和 7 年 4 月 22 日

浦安市教育委員会
教育総務部 指導課

1. 事業の趣旨及び目的

本募集要項は、教育 I C T 基盤(仮想基盤) 賃貸借の優先契約候補者の選定を行うことを目的として、実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

2. 概要

(1) 件名

教育 I C T 基盤(仮想基盤) 賃貸借

(2) 業務概要

「教育 I C T 基盤(仮想基盤) 賃貸借提案依頼書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 12 年 12 月 31 日まで

賃貸借期間:令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日まで

(4) 経費上限額

令和 7 年度 28,839,600 円(税込) 以内

令和 8 年度 115,358,403 円(税込) 以内

令和 9 年度 115,358,403 円(税込) 以内

令和 10 年度 115,358,403 円(税込) 以内

令和 11 年度 115,358,403 円(税込) 以内

令和 12 年度 86,518,802 円(税込) 以内

合計 576,792,014 円(税込) 以内とする。

(5) 履行場所

市立小学校 17 校・中学校 9 校(分教室を含む)、教育センター、いちよう学級猫実、いちよう学級入船及び指導課

(6) 事務局

浦安市 教育総務部 指導課

Tel : 047-712-6772 (直通)

E-mail : urakyoshi@city.urayasu.lg.jp

3. 参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。

(2) 浦安市入札参加資格者名簿に登録があるもの。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、名簿に登録されていない者が参加することもできるものとする。※浦安市入札参加資格者名簿に登録されていないものが受託者に選定された場合、契約締結時までに資格登録すること。

(3) 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者で

あること。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- (6) 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 支払金額は前項(4)で定めた各年度における限度額内であること。

4. 募集及び選定スケジュール

・募集要項の公表	令和 7 年 4 月 22 日（火）	
・質問の締切	令和 7 年 4 月 30 日（水）	午後 5 時まで
・質問の回答	令和 7 年 5 月 9 日（金）	
・応募締め切り（応募書類の提出期限）	令和 7 年 5 月 23 日（金）	午後 4 時まで
・第 1 次審査結果の通知	令和 7 年 5 月 30 日（金）	予定
・ヒアリング（第 2 次審査）の実施	令和 7 年 7 月上旬	予定
・審査結果の公表	令和 7 年 7 月中旬	予定
・契約協議・契約の締結	令和 7 年 7 月下旬	予定

5. 応募手続

- (1) 浦安市ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。募集期間は、令和 7 年 4 月 22 日（火）から令和 7 年 5 月 23 日（金）午後 4 時までとする。
- (2) 質問の受付と回答
 - ア 質問事項は、「教育 I C T 基盤(仮想基盤) 賃貸借公募型プロポーザル応募様式集」の質問書（様式 1）に必要事項を記入し、「2. 概要、(6)」で示したメールアドレスに E メールで提出する。なお、質問の提出後、担当課に電話にて着信確認を行うものとする。
 - イ 質問の受付期間は、令和 7 年 4 月 22 日（火）から令和 7 年 4 月 30 日（水）午後 5 時までとする。
 - ウ 質問に対する回答は、令和 7 年 5 月 9 日（金）に浦安市ホームページで公表する。
- (3) 応募書類の受付
 - 応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、作成内容は応募様式集に従うものとする。
 - ア 受付期間
令和 7 年 4 月 22 日（火）から令和 7 年 5 月 23 日（金）（土日・祝日を除く）
 - イ 受付時間

午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時を除く）

ウ 提出先

浦安市教育委員会 教育総務部 指導課

エ 提出方法

浦安市ホームページから提出書類を入手し、必要図書を整え、直接持参すること。
なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

オ 提出書類

提出書類については、全てA4サイズ（A3サイズの場合は、折込みとする。）とし、応募様式集のとおり作成し、9部（正本1部、副本8部）提出すること。

また、電子媒体に記録した電子ファイルも1部提出すること。ファイル形式については、機能要件一覧、見積指定書式はExcel形式とし、その他の部分はAdobe社のPDFとする。

6. 審査の手続き

（1）第1次審査

提出された応募書類を審査し、第2次審査に進む応募者（5者以上）を選定する。事業者選定委員会は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、別表1「第1次審査の評価基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い5者以上を選定する。なお、参加資格要件を満たす応募者が5者未満の場合は、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了する。また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。これ以降の手続きは、第1次審査に合格した応募者のみを対象とする

（2）第2次審査

事業者選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について、別表2「第2次審査の評価基準」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者（70%以上を獲得した者に限る）を業務の受託予定者として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、見積書の価格が安価な応募者を受託予定者として選定する。最高点を獲得した応募者が、選定後に参加要資格件を満たさないと認められた場合、または提案書に明記された業務実施体制が著しく変わった場合等は、業務の受託者としての資格を取り消し、次に評価の高い応募者と契約交渉を行う。

（3）ヒアリング実施

ア 実施日時等

令和7年6月下旬に実施予定。時間及び場所については、第1次審査に合格した応募者に通知する。

イ 出席者

責任者及び主担当者（業務の中心的役割を担う担当者）を含め4名以内とする。

ウ ヒアリング内容

提案書の内容に関する説明 15 分以内及び質疑応答 15 分程度の 30 分程度を予定とする。なお説明は、提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。説明は主に主担当者が行うこと。

7. 提出書類の取り扱い

- (1) 応募者から提出された書類は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合、不開示とする。ただし優先契約候補者の選定後において、優先契約候補者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第 7 条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。
- (2) 優先契約候補者にならなかった応募者の提出書類は、優先契約候補者の選定後、速やかに返却するものとする。
- (3) 応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。また、提出された書類（優先契約候補者が提出した書類を除く。）は、プロポーザル方式等により優先契約候補者を選定する以外の目的では使用しない。

8. その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 応募者の資格要件を満たさないものが書類を提出したとき。
 - ② 書類に虚偽の事実の記載があったとき。
 - ③ 書類の提出方法、提出期限等を守らないとき。
 - ④ 談合等の不正行為があったとき。
 - ⑤ その他選定委員会が不適格と認めたとき。
- (2) 審査及び選定結果に係る電話等での問い合わせには応じないものとする。
- (3) 応募者は、審査及び選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

第 一 次 審 査 基 準

評価項目	判 断 基 準	配 点
応募者の実績 (様式４－１)	業務実績を評価する。 「学校における仮想基盤環境構築業務」の実績（地方公共団体における実績数の多少、学校数等の多少等）を相対比較し、次の５段階で評価する。 ①極めて高い（ 20 ） ②高い （ 15 ） ③中位 （ 10 ） ④やや低い （ 5 ） ⑤低い （ 0 ）	20
実績報告書の取組み 内容、特性、特徴、 コンセプト等 (様式４－２)	取組み内容、特性、特徴、コンセプト等が、本市の要求や構想に合致しているか、また採用することで、効果の向上が見込まれるか、将来性があるか等について、次の５段階で評価する。 ①極めて高い（ 20 ） ②高い （ 15 ） ③中位 （ 10 ） ④やや低い （ 5 ） ⑤低い （ 0 ）	20
提案依頼書の理解度 (提案書)	提案書が、本市が提示した提案依頼書を理解し、提案依頼書に沿った内容となっているか、次の５段階で評価する。 ①極めて高い（ 20 ） ②高い （ 15 ） ③中位 （ 10 ） ④やや低い （ 5 ） ⑤低い （ 0 ）	20
提案書の具体性 (提案書)	提案書内容がわかりやすいか、具体性があるか、曖昧な表現が無い等について、次の５段階で評価する。 ①極めて高い（ 20 ） ②高い （ 15 ） ③中位 （ 10 ） ④やや低い （ 5 ） ⑤低い （ 0 ）	20
課題に対する提案 (提案書)	提案書に、提案依頼書「1.2 課題」に掲げる課題に対して、具体的な提案・提示があるか、次の５段階で評価する。 ①極めて高い（ 20 ） ②高い （ 15 ） ③中位 （ 10 ） ④やや低い （ 5 ） ⑤低い （ 0 ）	20
合 計		100

第 二 次 審 査 基 準

区 分	審 査 基 準	配 点 (配分)														
提案点	別添「提案点評価表」によって評価する。 ※各評価項目の採点は、5点～0点の6段階の算出とする。 <table><tr><td>点数</td><td>判断基準</td></tr><tr><td>5 点</td><td>非常に優れている</td></tr><tr><td>4 点</td><td>優れている</td></tr><tr><td>3 点</td><td>普通</td></tr><tr><td>2 点</td><td>やや劣っている</td></tr><tr><td>1 点</td><td>劣っている</td></tr><tr><td>0 点</td><td>提案なし</td></tr></table> 提案点 = 上記による評価結果合計点 ÷ 満点の合計 × 配点	点数	判断基準	5 点	非常に優れている	4 点	優れている	3 点	普通	2 点	やや劣っている	1 点	劣っている	0 点	提案なし	400 (80%)
点数	判断基準															
5 点	非常に優れている															
4 点	優れている															
3 点	普通															
2 点	やや劣っている															
1 点	劣っている															
0 点	提案なし															
価格点	次の計算式に基づき、価格点を算出する。 1. 全応募者の中で、提案額合計が最小の応募者 価格点 = 満点 2. 上記以外の応募者 価格点 = 1 の応募者の提案額合計 ÷ 提案額合計 × 配点 ※算出した値の小数点以下1位を四捨五入して算出した整数値を点数とする。	100 (20%)														
合 計		500														